

宮城県公社等外郭団体自立推進計画

(令和4年度～令和6年度)

令和4年3月

目 次

第1	はじめに	1
1	本計画の趣旨	1
2	本計画における公社等外郭団体	1
3	これまでの公社等外郭団体改革の取組と現況	2
	(1) 指定団体数の推移	2
	(2) 県の財政的関与の状況	2
	(3) 県職員の派遣状況	3
	(4) 累積欠損金の状況	4
	(5) 団体のあり方の見直しの状況	4
	(6) 第V期宮城県公社等外郭団体改革計画の取組成果	5
4	今後の方向性	6
第2	公社等外郭団体自立推進計画	7
1	趣旨	7
2	目標	7
3	計画期間	8
4	指定団体の分類	8
5	取組の枠組	9
6	取組項目	10
	(1) 自立した経営基盤の確保	10
	(2) 人材育成による組織体制の充実	11
	(3) 内部統制の強化	12
7	取組の進め方	13
	(1) 団体による自己評価	13
	(2) 県による進行管理	13
	(3) 経営改善の実施	13
8	外部専門家による調査審議	13
	○公社等外郭団体一覧(47団体)	14

第1 はじめに

1 本計画の趣旨

本県では、平成9年度から公社等外郭団体（以下「公社等」という。）の見直しに着手し、公社等に対する県の関与の見直しと運営改善に関する取組方針や計画を定めながら取組の推進を図ってきました。このような中で、平成15年に「公社等外郭団体改革計画」を策定し、また「宮城県の公社等外郭団体への関わり方の基本的事項を定める条例」（以下「公社等条例」という。）が、平成17年4月に施行されました。公社等条例の趣旨は、県及び公社等が、それぞれの役割及び責任の分担を明確にし、公社等の自律性を高め、両者が協働して、県民福祉の向上に努めることとされています。

平成18年には、公社等条例の趣旨を踏まえて、「第Ⅱ期宮城県公社等外郭団体改革計画」を策定し、以後、「第Ⅴ期宮城県公社等外郭団体改革計画」まで、4年毎に改訂を行ってきました。各計画期間において、公社等の役割・意義を問い直し、公社等への県の関与の適正化及び公社等の自立的運営の更なる促進を目的として改革の方向性を示すとともに、公社等が自ら改革を進めるため必要な助言や指導を行ってきました。

年度	取組内容
平成9年度	新しい県政創造運動の中で、公社等の見直しを位置づけ
平成11年度	公社等外郭団体に対する県の関与の見直し、団体の運営改善の促進等に向けての取組方針策定
平成13年度	「公社等外郭団体の見直し方針」及び「公社等外郭団体見直し計画」策定
平成15年度	「公社等外郭団体改革計画」策定 (計画期間：平成14年度～平成17年度)
平成16年度	「宮城県の公社等外郭団体への関わり方の基本的事項を定める条例」制定 (平成17年4月施行)
平成18年度	「第Ⅱ期宮城県公社等外郭団体改革計画」策定 (計画期間：平成18年度～平成21年度)
平成21年度	「第Ⅲ期宮城県公社等外郭団体改革計画」策定 (計画期間：平成22年度～平成25年度)
平成25年度	「第Ⅳ期宮城県公社等外郭団体改革計画」策定 (計画期間：平成26年度～平成29年度)
平成29年度	「第Ⅴ期宮城県公社等外郭団体改革計画」策定 (計画期間：平成30年度～令和3年度)

2 本計画における公社等外郭団体

本計画の対象となる公社等とは、公社等条例及び同条例施行規則に規定する次の指定要件のいずれかに該当するものとして、県が指定する団体（以下「指定団体」という。）とします。

指定は本計画策定時に行うほか、団体の新設、統廃合等指定（指定除外）が必要となった都度行うものとします。

【指定要件（※1）】

①	公社等条例第2条第1号 県が資本金，基本金その他これらに準ずるものを出資している法人で，県の出資割合が4分の1以上のもの
② i	公社等条例施行規則第2条第1項第1号 県の出資割合が5分の1以上4分の1未満であり，かつ県が当該法人の最大株主又は最大出資者となっているもの
② ii	公社等条例施行規則第2条第1項第2号 県の補助金等（※2）が，総収入の4分の1以上のもの
② iii	公社等条例施行規則第2条第1項第3号 その他，県の施策との関連性，法人設立への県の関与の程度等から，①に準じて取り扱う必要があるもの

※1 指定に当たっては，前年度の出資割合及び前々年度の決算状況から判断する。
 なお，要件が重複している場合は，より上位の要件を指定要件とする。

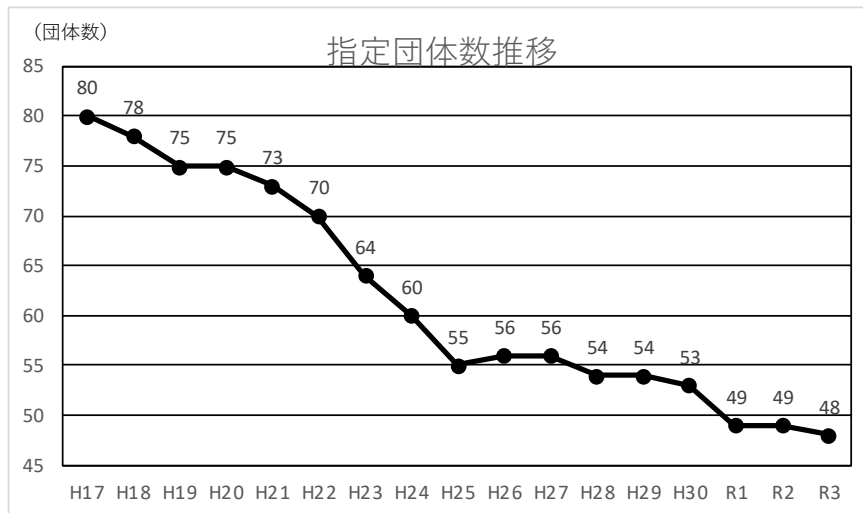
※2 補助金，委託金（随意契約によるものに限る。）及び負担金並びに指定管理者制度を導入している公の施設の指定管理料（非公募によるものに限る。）の合計。

3 これまでの公社等外郭団体改革の取組と現況

（1）指定団体数の推移

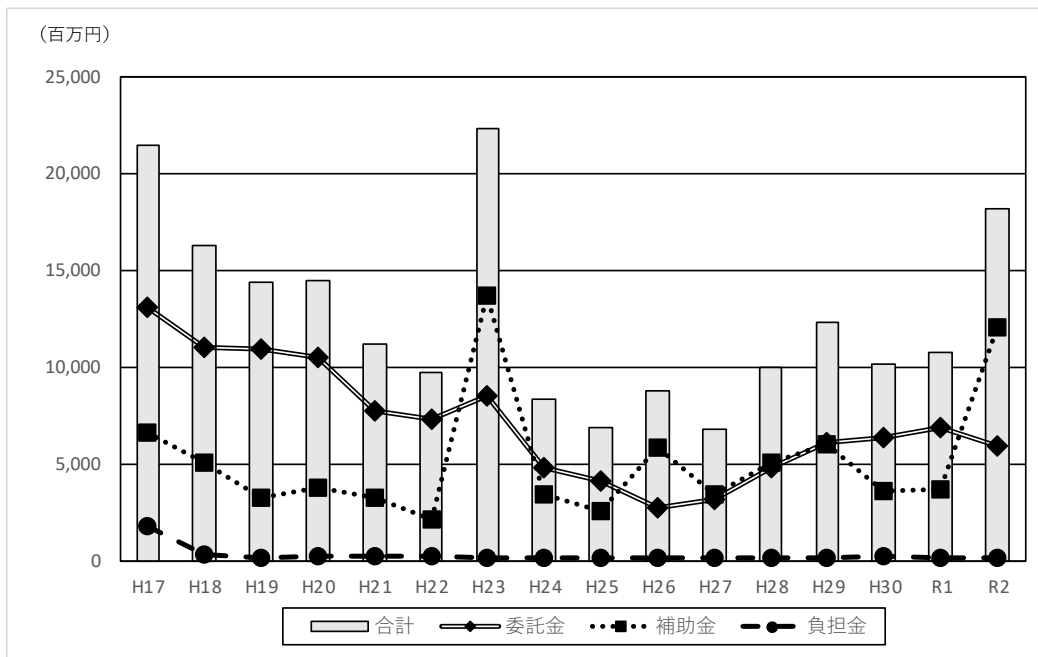
これまでの公社等外郭団体改革の中で，公社等の必要性を検討しながら解散・統合や出資引揚，経営改善に向けた取組を行ってきた結果，指定団体数は，令和3年度には平成17年度と比べて32団体減の48団体となり，6割まで減少しました。

特に，平成21年度から平成25年度までにかけては，「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（平成18年法律第48号）等のいわゆる公益法人制度改革関連三法に基づく新公益法人制度への移行を背景として，解散手続等を行った団体が多くあったことから，大幅に団体数が減少しました。



（2）県の財政的関与の状況

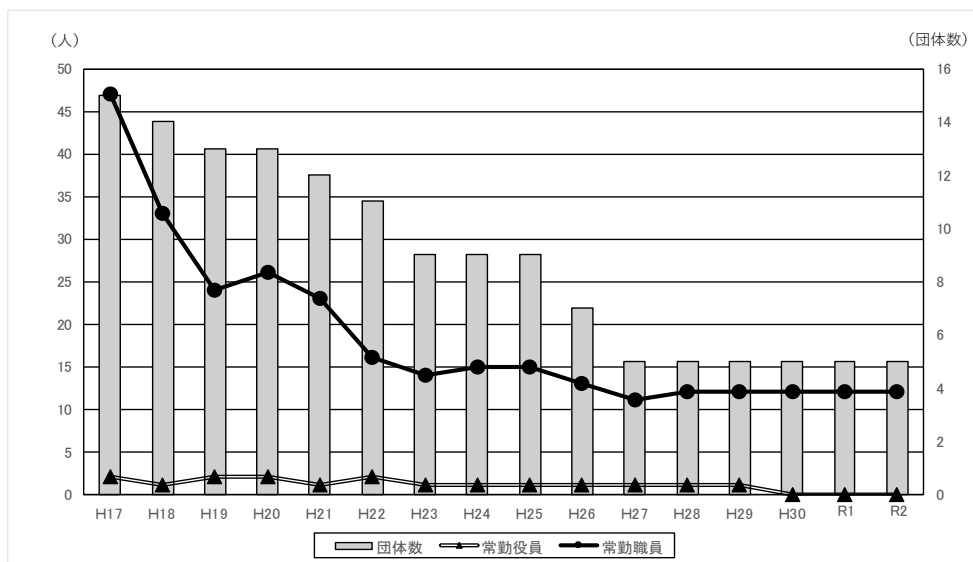
県の財政的関与について，負担金は，ほぼ横ばいの状況にあります。一方，減少傾向だった委託金は平成27年度に増加へ転じ，補助金は年度間で大きく変動しています。背景には，平成23年3月11日に発生した東日本大震災の復旧・復興事業や令和元年東日本台風被害の復旧事業，新型コロナウイルス感染症対策関連の補助金や貸付金など，社会的状況が大きく影響していると考えられます。



	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
委託金	13,065	11,001	10,959	10,477	7,719	7,322	8,519	4,805	4,108	2,758	3,200	4,772	6,138	6,356	6,877	5,921
補助金	6,645	5,043	3,276	3,812	3,298	2,172	13,680	3,386	2,571	5,813	3,426	5,072	6,047	3,620	3,721	12,099
負担金	1,772	289	170	199	210	199	179	174	176	175	172	188	168	200	168	173
合計	21,482	16,333	14,405	14,487	11,227	9,692	22,378	8,366	6,854	8,746	6,798	10,032	12,354	10,176	10,766	18,193

(3) 県職員の派遣状況

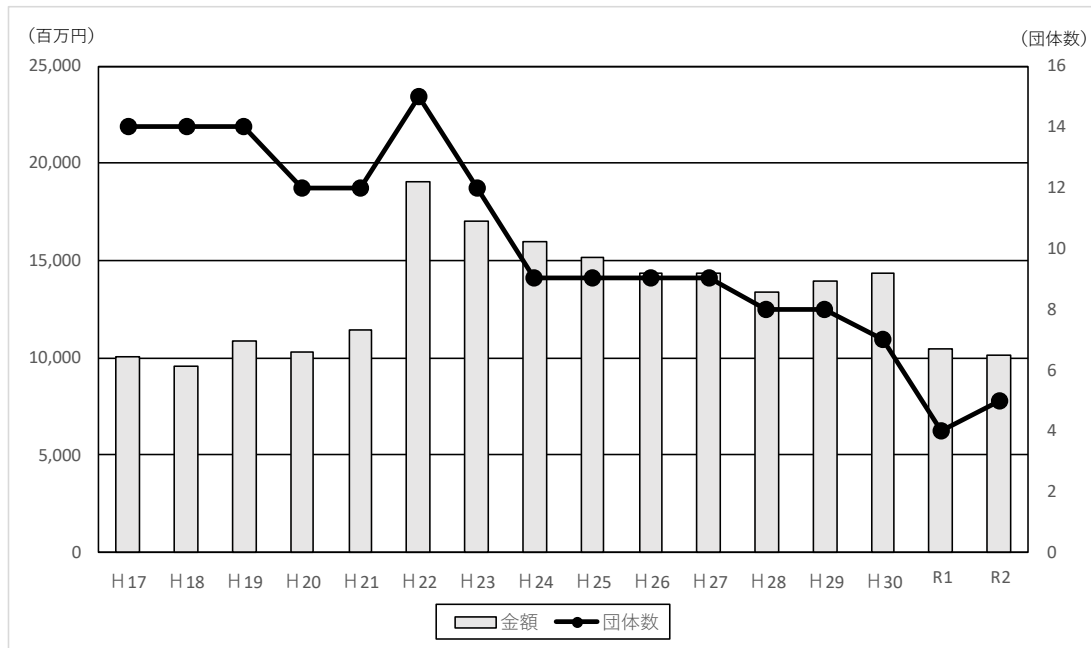
県職員の公社等への派遣については、県の施策推進のために人的援助が必要な場合や、県からの業務受託等に伴い県職員の支援が真に必要なものに限るものとしています。団体数、職員数ともに減少し、平成27年度以降は横ばい状態で、令和2年度は5団体へ12人を派遣しています。



年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
団体数	15	14	13	13	12	11	9	9	9	7	5	5	5	5	5	5
常勤役員	2	1	2	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0
常勤職員	47	33	24	26	23	16	14	15	15	13	11	12	12	12	12	12

(4) 累積欠損金の状況

累積欠損金の額及び計上団体数は、東日本大震災による損失や営業停止等により、平成22年度に最大となりましたが、その後、経営改善や減資による累積欠損金の縮減に向けた取組のほか、累積欠損金が生じていた団体の解散により減少しつつあります。しかしながら、多額の累積欠損金が生じている団体や、累積欠損額が増加している団体があることから、今後も累積欠損金の縮減に向けた取組が必要な状況です。



年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
金額	10,040	9,597	10,838	10,285	11,419	19,059	17,029	15,986	15,164	14,335	14,335	13,363	13,910	14,344	10,437	10,097
団体数	14	14	14	12	12	15	12	9	9	9	9	8	8	7	4	5

(5) 団体のあり方の見直しの状況

県議会に設置された県出資団体等調査特別委員会において調査審議対象となった公社等6団体(※1)に関する団体の在り方と改革の方向性について、平成23年3月に提言が示されました。これを受けて、平成24年度に宮城県住宅供給公社、平成25年度には一般社団法人宮城県林業公社が、財政健全化と県の将来的な財政負担を抑制するため、第三セクター等改革推進債(※2)を活用して抜本的な経営改善に取り組みました。また、平成23年度には、社団法人宮城県農業公社が社団法人みやぎ原種苗センターや財団法人みやぎ農業担い手基金と合併し、仙台空港鉄道株式会社については、県が鉄道施設の一部(土地や橋脚など)を買い取り、その施設を鉄道会社が借り受け、鉄道事業を継続していく「上下分離」を実行しました。

その他、仙台空港ビル株式会社及び仙台エアカーゴターミナルビル株式会社については、仙台空港の民営化に伴い、平成27年度に出資の引揚を行うなど、これまでの取組を通じて、公社等の経営改革や県の関与の適正化が進みました。

※1 宮城県土地開発公社、社団法人宮城県農業公社、社団法人宮城県林業公社、宮城県道路公社、仙台空港鉄道株式会社、宮城県住宅供給公社の6団体(対象時点の団体名で表記)。

※2 「地方財政法」(昭和23年法律第109号)第33条の5の7の規定により、地方公共団体が平成21年度から平成25年度の間に関し、第三セクター等の抜本的改革のために必要な経費を、議会の議決等の手続きを経て、地方債の対象にできる特例措置。

(6) 第V期宮城県公社等外郭団体改革計画の取組成果

第V期公社等外郭団体改革計画における指定団体の状況は、下表のとおりです。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指定団体数		53	49	49	48
分類	改善支援団体	8	8	8	7
	自立支援団体	43	41	41	41
	進行管理団体	2	0	0	0

①新たな取組

第V期公社等外郭団体改革計画では、第IV期公社等外郭団体改革計画まで取り組んできた県の公社等への財政的または人的関与の見直しや、公社の経営健全化に向けた取組を踏まえながら、団体の運営状況の「見える化」とコンプライアンス推進について、新たに取り組みました。

【団体の運営状況の「見える化」】

県は、「公社等の公益的使命と県が期待する役割への対応」、「組織運営の健全性」、「財務の健全性」の3つの観点から、公社等の取組や経営上の課題を踏まえ、公社等に必要な助言又は指導を行いました。

この際、「組織運営の健全性」及び「財務の健全性」については、それぞれに評価指標を設定してA～Dの評価を行い、また両者の評価から総合評価を行うことで、公社等の運営状況を「見える化」しました。

なお、平成30年度から令和2年度までの総合評価の推移は下表のとおりですが、総合評価がAとなった団体の割合は、令和元年度に低下したものの、令和2年度において最も高くなっています。

評価	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
A(概ね良好)	25	47.2%	23	46.9%	27	55.1%
B(改善の余地あり)	26	49.1%	24	49.0%	21	42.9%
C(改善措置が必要)	2	3.8%	2	4.1%	1	2.0%
D(大いに改善措置が必要)	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	53	100.0%	49	100.0%	49	100.0%

【コンプライアンス推進の取組】

公社等が、公共サービス提供の担い手として県民からの信頼のもと運営していくために、コンプライアンスを推進する取組として、関係規程の整備のほか、内部統制やBCP（業務継続計画）の作成、また労働法令の遵守や障害者雇用に努めました。

その結果、コンプライアンス規程は、令和2年度において77.6%の団体が整備し、研修の実施や公益通報制度の整備など、その他取組についてもほぼ全ての団体で行われています。

		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
ア	コンプライアンス規程整備済	38	71.7%	34	69.4%	38	77.6%
イ	コンプライアンス規程整備予定	2	3.8%	3	6.1%	1	2.0%
ウ	その他取組	52	98.1%	47	95.9%	48	98.0%
エ	未実施	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
全団体数		53	100.0%	49	100.0%	49	100.0%

※ウは、アまたはイと重複計上。

また、障害者雇用については、法定雇用率を課せられている団体のうち、令和2年度においては9団体中6団体で法定雇用人数を達成しました。

なお、県では、平成30年度に公社等及び県の担当者を対象として、「公社等外郭団体向け障害者雇用促進セミナー」を開催しました。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
法定雇用義務なし	43	40	40
法定雇用義務あり	10	9	9
達成	5	3	6
未達成	5	6	3
合計	53	49	49

②宮城県公社等外郭団体経営評価委員会での審議

特に経営改善が必要な公社等に対しては、宮城県公社等外郭団体経営評価委員会において、次のとおり調査審議を行いました。

	団体名
平成30年度	一般財団法人みやぎ建設総合センター
	仙台空港鉄道株式会社
令和元年度	公益社団法人宮城県青果物価格安定相互補償協会
令和2年度	阿武隈急行株式会社
	公益社団法人宮城県物産振興協会

平成30年度に調査審議を行った2団体は、国通知「第三セクター等の経営健全化方針の策定について」（平成30年2月2日付け総務省自治財政局公営企業課長通知）に基づいて、「経営健全化方針」策定の対象となった団体であることから、通常の経営評価に加えて、健全化方針策定に向けた調査審議も行った上で経営健全化方針を策定しました。

③個別の団体の動向について

公社等は、解散・統合や法人形態の転換を含め、組織及び事業の効率化に努めることとしています。平成30年度には公益財団法人宮城県スポーツ振興財団及び公益財団法人宮城県体育協会が合併し、公益財団法人宮城県スポーツ協会となりました。

また、株式会社テクノプラザみやぎ及び株式会社インテリジェント・コスモス研究機構の2団体は、設立当時と比較して団体の役割及び存在意義が相対的に低下したことから、令和元年6月に解散したほか、公益財団法人翠生農学振興会は、事業内容を踏まえて県との関係を見直したことから、それぞれ令和元年度の指定団体から除外されました。

その他、塩釜港開発株式会社は、令和元年度に減資を行ったことで累積欠損金が解消されたことから、令和2年度から改善支援団体から自立支援団体へ分類変更されました。

4 今後の方向性

公社等外郭団体改革の取組を通じて、指定団体数が大きく減少しているほか、県の指導による経営改善の取組が進むなど、団体の統廃合や経営改革といった観点からの見直しは区切りがつきつつあります。

また、公社等においては、毎年度、経営状況について自己評価して次年度の経営改善に反映させる

仕組みが定着するなど、自立に向けた取組が進められています。

一方で、累積欠損金が生じている団体や組織体制の整備などに課題のある団体もあり、引き続き、県の指導・助言の下で、経営改善に取り組む必要もあります。

特に、感染症の感染拡大や自然災害等の影響により経営に大きな打撃を受け、安定的・継続的な事業の実施が困難となっている団体については、県民生活に支障をきたすことのないよう、県は、必要な支援を精査し、適切に関与していきます。

今後は、組織体制や財務に課題が残る団体については、県の指導を受けながら経営改善に注力するとともに、経営状況が良好な団体については、一層の自立に向けた取組を進めることにより、安定した経営基盤の下で、社会情勢の変化に対応しながら自らの公益的使命や役割を果たしていくことが必要となっております。

第2 公社等外郭団体自立推進計画

1 趣旨

人口減少・少子高齢化の進行、デジタル技術等先進技術の革新・普及など社会の変化を背景に、人々の価値観やライフスタイルが多様化し、地域の課題やニーズが変化するのに伴い、求められる公共サービスも変化していくことが想定されます。

また、公社等は、経営主体として、SDGs（※1）の目標達成に貢献していく使命があるほか、DX（※2）を推進してサービス向上に努めていくことが求められており、こうした外的環境の変化を踏まえ、自らの社会的使命を見定めながら、自立かつ安定した経営基盤の下で、公共サービスを提供していく必要があります。

県では、公社等を取り巻く外的環境の変化やこれまでの公社等外郭団体改革の進捗を踏まえ、今後の取組においては、「経営改革」から「自立推進」に主軸を移し、これまでの経営改善に向けた指導を継続しつつ、公社等の一層の自立に向けた支援に注力することとし、新たに「公社等外郭団体自立推進計画」を策定するものです。

※1 SDGsとは、2015年9月に国連で採択され、世界が合意した「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals)の略称です。全世界の共通課題である、貧困や不平等・格差、テロや紛争、気候変動など様々な課題を2030年までに解決し、「誰一人として取り残さない」世界の実現を目指すために、17の目標を設定しています。

※2 DXとは、デジタルトランスフォーメーション(Digital Transformation)の略称で、企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。

2 目標

上述のような公社等を取り巻く環境や公共サービスに対するニーズの変化を踏まえ、本計画では、次の3つの目標を設定し、これらの達成を通じて、県と公社等の協働により県民福祉の更なる向上を目指していきます。

①社会情勢の変化に対応した効率的・効果的な公共サービスの提供

地域社会を取り巻く環境が変化している中、地域の多様なニーズに的確に対応していく必要があ

ることから、公社等は、社会情勢の変化を踏まえて自らの役割・意義を見定め、県と役割分担しながら、効率的かつ効果的に公共サービスを提供します。

②県の関与の適正化と公社等の自立的運営の更なる促進

公社等は、効率的・効果的な公共サービスの提供ができるよう、経営基盤の強化や事業に精通した人材の育成を通じて自立的運営の促進を図ります。県は、公社等が自立した経営基盤の下で事業を実施してその使命を果たせるよう、経営改善が必要な団体には重点的に指導を行い、収支状況が良好な団体には関与の度合いを弱めるなど、関与の適正性を確保します。

③県民から信頼される公正な事業の実施

公社等は、公共サービスの担い手として県民の信頼に応えていくため、内部統制を推進し、適正かつ有効な事業が遂行され、財務報告や事業活動に関する法令遵守が確保される体制の整備に取り組みます。

また、デジタル技術の活用は、社会情勢の変化や地域のニーズに迅速かつ柔軟に対応した公共サービスを提供することが可能となることに加え、業務プロセスの改善につながることから、積極的な活用に努めDXを推進します。

3 計画期間

令和4年度から令和6年度まで（3年間）

4 指定団体の分類

指定団体については、下表のとおり「改善支援団体」、「自立支援団体」及び「進行管理団体」の3つに分類します。

なお、指定団体の分類については、毎年度、各分類要件を検証し、要件に該当しなくなった場合には、分類変更について検討します。

改善支援団体	<p>指定団体のうち、以下のいずれかの要件に該当する団体を分類する。</p> <p>イ 「財務の健全性に関する指標」において、参考指標がC又はDとなった団体</p> <p>ロ 累積欠損金があり、計画期間中に自力解消できる見込みがない団体</p> <p>ハ 第三セクター等改革推進債を活用している団体</p> <p>厳しい経営環境等から業務実績が停滞するなど経営改善等が必要な公社等であることから、県の指導を重点化することとしており、宮城県公社等外郭団体経営評価委員会による調査審議を行い、委員会の意見を十分に尊重して適切な助言又は指導を行う。</p>
自立支援団体	<p>指定団体のうち、「改善支援団体」及び「進行管理団体」に該当しない団体を分類する。収支状況等が良好であり、更なる経営改善や県の関与の見直しで経営基盤の強化を目指す公社等であることから、自立的運営に向けた必要な助言又は指導を行う。</p>
進行管理団体	<p>指定団体のうち廃止又は統合することが決定し、今後本計画の指定団体から外れることが見込まれる団体を分類する。</p> <p>廃止又は統合に向けた必要な助言又は指導を行う。</p>

5 取組の枠組

公社等は、社会経済情勢の変化を踏まえ、県や民間企業と同様に社会的主体として、自らの公益的使命・役割について検討し、その達成に向けた経営方針を明確にします。

また、公益的使命・役割を踏まえた事業の実施と、事業の規模や内容に応じた適正な組織体制を整備し、必要な場合には、解散・統合や法人形態の転換等抜本的な改革を含む団体のあり方を見直します。

経営方針の明確化並びに団体の組織及び事業の見直しに当たって、公社等及び県は、次の視点に基づいて行うものとし、定期的な検証や必要な見直しを行います。

経営方針の明確化

- ・社会経済情勢の変化を踏まえた現在の公益的使命、存在意義の見直し
- ・県が公社等に期待する役割の検討
- ・SDGsの目標と経営方針の関連性の整理

組織・事業の見直し

- ・社会情勢の変化を踏まえた既存事業の廃止又は新規事業の開拓の検討
- ・事業実施における組織体制の検討
- ・DX推進等による県民の利便性向上
- ・統廃合、法人形態の転換等の検討

公社等及び県は、本計画の目標の達成、ひいては県民福祉の更なる向上の実現に向けて、上記により、団体の経営方針並びに組織体制及び事業内容について検証・見直しを行い、その結果に基づき、次の3点に取り組みます（詳細は「6 取組項目」を参照。）。

- 取組（1） 自立した経営基盤の確保**
- 取組（2） 人材育成による組織体制の充実**
- 取組（3） 内部統制の強化**

事業年度終了後、当該年度の取組状況について、団体による自己評価・県による総合評価を実施します。県は、評価結果に基づき、公社等に対して助言又は指導を行い、公社等は、これらを踏まえ、主体的に経営改善を実施します（詳細は「7 取組の進め方」を参照。）。

6 取組項目

(1) 自立した経営基盤の確保

取組 1-1	経営基盤の強化
趣 旨	公社等は、独立した事業主体として自立的な運営を行い、事業を安定して継続する必要があることから、県による適正な関与の下、収支や財務の安全性の改善等経営基盤の強化に取り組みます。
具体的な取組事項	<p><u>○公社等の取組事項</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会情勢の変化に対応した事業の拡大、新規事業の開拓等の検討 ・適切な経費削減による費用の節減 ・財務の安全性の改善に向けた資産状況や資金調達手段の見直し

取組 1-2	補助金等の適正化
趣 旨	公社等は、独立した事業主体であることから、その費用は経営に伴う収入をもって充てることが原則となります。一方、公社等が担う役割や事業の性質等により、県の財政的な関わりが必要となる場合があることから、県は、その必要性を精査した上で、補助金、委託金及び負担金の交付を行います。
具体的な取組事項	<p><u>○県の取組事項</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公社等の公益的使命や、自立性、事業の意義及び必要性、県施策との関連性などを踏まえた交付の必要性及び金額の検討

取組 1-3	損失補償等の適正化
趣 旨	<p>公社等に対する貸付や、公社等の債務に対する損失補償又は債務保証は、公社等の経営悪化により県に財政的な負担を負わせる可能性があることから、その廃止や縮減が望まれます。</p> <p>しかし、事業の性質や団体の状況等に応じ必要と認められる場合には、県が負う財政的リスク等も踏まえ、適正な範囲で損失補償等を実施します。</p>
具体的な取組事項	<p><u>○県の取組事項</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公社等の公益的使命や、事業の意義及び必要性、県施策との関連性、県が負う財政的リスク等を踏まえた必要性や金額の適正性の検討

(2) 人材育成による組織体制の充実

取組 2-1	適切な人材登用
趣 旨	公社等が独立した事業主体として自律した運営を行うためには役員等経営幹部による適切なマネジメントが必要であることから、公社等は、その職務権限や責任にふさわしい人材を広く求め、役職員に登用します。
具体的な取組事項	<p>○公社等の取組事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職責に応じた適任者の選任及び役員等経営幹部への民間等経験者を含む多様な人材の登用 ・ 代表者への充て職（※）の原則廃止及び代表者以外の役員への充て職の抑制 <p>○県の取組事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「職員の退職管理に関する条例」（平成27年宮城県条例第80号）に基づく県退職者の再就職の適正な運用 ・ 「職員の退職管理に関する取扱要綱」（平成15年10月24日施行）に基づき、知事部局の部局長、副部長、課室長、地方公所長で退職し再就職した職員の氏名、退職時の職名、再就職先名等の公表

※ 知事、副知事又は部局長の職（地位）にある者が、恒常的に公社等の代表者等に就任すること。

取組 2-2	計画的な職員の育成
趣 旨	公社等が主体的な経営改善の実施、効果的かつ効率的な事業の遂行を行うためには団体の事業に精通した人材が必要であることから、公社等は、事業実施に当たって必要な職員の採用と育成に努めます。
具体的な取組事項	<p>○公社等の取組事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の事業計画を踏まえた計画的な職員の採用 ・ 必要な知識、技術の習得を促す職員育成体制の整備

取組 2-3	県職員派遣の適正化
趣 旨	公社等は独立した事業主体であることから、その運営は団体のプロパー職員により行われることが原則であり、県職員の派遣は、県施策の推進等の観点から人的援助が真に必要な場合に限るものとし、その期間も必要最小限な期間とします。
具体的な取組事項	<p>○県の取組事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公社等の事業と県施策との関連性などを踏まえ派遣の必要性の検証 ・ 派遣終期の設定

(3) 内部統制の強化

取組 3-1	業務規程の整備
趣 旨	公社等の自律性を高め、内部牽制を図るためには職務分掌や経営責任の明確化が必要であることから、公社等は、職務権限や財務会計等業務に必要な規程を整備します。
具体的な取組事項	○公社等の取組事項 <ul style="list-style-type: none"> 適切な職務権限の付与や適正な財務事務の執行のために必要な規程の整備 事業継続計画（BCP）の整備

取組 3-2	財務情報の信頼性確保
趣 旨	公社等の経営状況等の適切な把握や評価を行うためには、財務諸表の適正性の確保が前提となることから、公社等は、公認会計士等専門家による定期的な監査の実施や積極的な情報公開により財務情報の信頼性を確保します。
具体的な取組事項	○公社等の取組事項 <ul style="list-style-type: none"> 適切な会計基準に基づく適正な会計処理の実施 監査法人による監査又は公認会計士や税理士による監事（監査役）監査の実施 公認会計士や税理士による定期的な指導の実施 事業内容や財務情報に関する資料の公開

取組 3-3	コンプライアンスの徹底
趣 旨	公社等は、公的サービスの担い手として県民からの信頼のもと事業を遂行する必要があることから、県民からの信頼を損なうような不祥事を防止し、健全な経営を図るため、コンプライアンス（※）の徹底に努めます。
具体的な取組事項	○公社等の取組事項 <ul style="list-style-type: none"> コンプライアンス規程の整備 職員の意識向上のためのマニュアルの作成や研修の実施 「障害者雇用の促進等に関する法律」に基づく積極的な障害者の雇用 個人情報の適切な取扱い

※ 事業活動において法律を遵守すること。広くは倫理や道徳などの社会的規範を守って行動することであり、一般的には、法令遵守と訳されます。

7 取組の進め方

(1) 団体による自己評価

公社等は、事業年度終了後に当該年度における取組状況を自ら評価します。評価に当たっては、当該年度の目標と実績、当該年度の実績と前年度や前々年度の実績との比較等により、次のイ～ハの観点から実施します。

- イ 公社等の公益的使命と県が期待する役割への対応
- ロ 組織運営の健全性
- ハ 財務の健全性

(2) 県による進行管理

県は、公社等の取組や自己評価結果、経営上の課題などを踏まえ、公社等の取組状況について次の評価区分により総合評価を行います。

【評価区分】

A	概ね良好 取組及び経営等が概ね良好な公社等
B	改善の余地あり 取組及び経営上の課題が認められ、今後の改善が望まれる公社等
C	改善措置が必要 取組及び経営上の課題が認められ、改善への対応が求められる公社等
D	大いに改善措置が必要 取組及び経営上の課題が認められ、一層の改善への対応が求められる公社等

本計画で掲げる取組を全庁的に推進するため、毎年度の取組成果は、知事を本部長とする宮城県行政改革推進本部に報告し、その上で議会に報告を行います。

また、公社等の指定や分類の変更、県職員の派遣、公社等への出資、合併・解散、定款の重要な変更等を行う場合は、随時、副知事を委員長とする公社等外郭団体総合調整委員会においてその妥当性等を判断し、決定します。

(3) 経営改善の実施

県は、経営評価の結果や宮城県公社等外郭団体経営評価委員会の意見を踏まえ、公社等に対し、経営改善や本計画の取組推進に向けた助言・指導を行います。

公社等は、自己評価結果や県からの助言・指導を踏まえ、主体的に経営改善を実施します。

8 外部専門家による調査審議

公認会計士等外部専門家で構成する宮城県公社等外郭団体経営評価委員会は、改善支援団体に分類された公社等について調査審議し、第三者の視点から経営評価を行い、経営改善に向けた意見をまとめます。県は、本委員会の意見を公社等への助言又は指導に最大限反映させるものとします。

○公社等外郭団体一覧（47団体）

（令和4年3月末現在）

団体番号	団 体 名	県出資額 (千円)	県の 出資 割合 (%)	総収入に 対する県 補助金等 の割合 (%) ※	①県出資割 合 →25%以上	② i 県出資 割合 →20%以上 25%未満で 最大出資者	② ii 県の補 助金等、公 の施設の利 用料金収入 →25%以上	② iii 県の施 策との関連 性、法人設 立への関与 の程度等 により指定	団体分類
					条例 2-1	条例 2-2			
						規則 2-1	規則 2-2	規則 2-3	
1	(公財) 東北自治研修所	50	0.1	43.6			●		自立支援
2	(一社) 宮城県危険物安全協会連合会	0	0.0	77.4			●		自立支援
3	宮城県土地開発公社	50,000	100.0	1.4	●				自立支援
4	(公財) 宮城県スポーツ協会	325,000	51.0	39.4	●		○		自立支援
5	仙台臨海鉄道(株)	240,000	33.3	0.0	●				自立支援
6	阿武隈急行(株)	384,000	25.6	11.1	●				改善支援
7	(公財) 宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団	100,000	37.7	83.2	●		○		自立支援
8	(公財) 宮城県生活衛生営業指導センター	2,000	23.8	85.1			●		自立支援
9	(公財) 宮城県環境事業公社	50,000	33.3	0.0	●				自立支援
10	(公財) 宮城県文化振興財団	1,155,000	99.7	12.1	●				自立支援
11	(公財) 慶長遣欧使節船協会	500,000	50.0	69.0	●		○		自立支援
12	(公社) みやぎ被害者支援センター	0	0.0	41.0			●		自立支援
13	(社福) 宮城県社会福祉協議会	10,000	90.9	63.1	●		○		自立支援
14	(一財) 宮城県地域医療情報センター	0	0.0	91.1			●		自立支援
15	(一社) 東北地域医療支援機構	9,000,000	94.5	3.4	●				自立支援
16	(公社) 宮城県精神保健福祉協会	0	0.0	99.3			●		自立支援
17	(公財) 宮城県腎臓協会	200,000	39.6	21.0	●				自立支援
18	宮城県信用保証協会	7,387,642	29.5	2.6	●				自立支援
19	宮城県商工会連合会	0	0.0	43.6			●		自立支援
20	宮城県中小企業団体中央会	0	0.0	52.6			●		自立支援
21	(公社) 宮城県トラック協会	0	0.0	67.3			●		自立支援
22	(公財) みやぎ産業振興機構	1,276,776	70.2	36.2	●		○		自立支援
23	宮城県職業能力開発協会	0	0.0	35.5			●	○	自立支援
24	(公社) 宮城県観光連盟	0	0.0	64.8			●		自立支援
25	(公財) 宮城県国際化協会	750,000	71.8	69.3	●		○		自立支援
26	(一財) みやぎ産業交流センター	900,000	50.6	81.9	●		○		自立支援
27	(株) 仙台港貿易促進センター	710,000	32.5	0.0	●				改善支援
28	(公社) 宮城県国際経済振興協会	0	0.0	88.4			●		自立支援
29	(公社) 宮城県物産振興協会	0	0.0	7.3				●	改善支援
30	宮城県農業信用基金協会	694,700	15.0	0.0				●	自立支援

団体番号	団 体 名	県出資額 (千円)	県の出資割合 (%)	総収入に対する県補助金等の割合 (%) ※	①県出資割合 →25%以上	② i 県出資割合 →20%以上 25%未満で 最大出資者	② ii 県の補助金等、公 の施設の利 用料金収入 →25%以上	② iii 県の施 策との関連 性、法人設 立への関与 の程度等 により指定	団体分類
					条例 2-1	条例 2-2			
						規則 2-1	規則 2-2	規則 2-3	
31	(公社)みやぎ農業振興公社	1,722,600	61.0	19.2	●				自立支援
32	(一社)宮城県農業会議	0	0.0	62.9			●		自立支援
33	(公社)宮城県青果物価格安定相互補償協会	172,000	41.5	2.3	●				改善支援
34	(一社)宮城県畜産協会	147,500	57.5	2.4	●				自立支援
35	宮城県土地改良事業団体連合会	30,000	2.4	23.9				●	自立支援
36	宮城県漁業信用基金協会	811,250	25.9	0.0	●				自立支援
37	(公財)宮城県水産振興協会	50,000	19.4	62.5			●		自立支援
38	(公財)みやぎ林業活性化基金	250,000	49.9	31.1	●		○		自立支援
39	(一社)宮城県林業公社	100,000	86.9	48.2	●		○		改善支援
40	(公社)宮城県建設センター	0	0.0	24.0				●	自立支援
41	宮城県道路公社	9,765,000	100.0	49.9	●		○		自立支援
42	(公財)宮城県フェリー埠頭公社	20,000	100.0	0.0	●				自立支援
43	宮城県開発(株)	30,000	33.3	1.0	●				自立支援
44	塩釜港開発(株)	28,305	28.3	0.0	●				自立支援
45	仙台空港鉄道(株)	3,769,000	52.9	0.0	●				改善支援
46	宮城県住宅供給公社	20,500	93.8	35.6	●		○		自立支援
47	(公財)宮城県暴力団追放推進センター	300,000	48.4	21.9	●				自立支援

※令和4年度の指定においては、県出資額は令和3年度の数値を、県補助金等割合は令和2年度実績の数値を使用しています。

※指定に当たっては、①→② i →② ii →② iii の順に団体をチェックし、該当した要件に指定要件として「●」印を付しています。(要件が重複している場合、上位の要件(指定要件)に「●」、下位の要件に「○」を付しています。)

公社等指定要件

- ① 県が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人で、県の出資割合が4分の1以上のもの(条例第2条第1号)
- ② i 県の出資割合が5分の1以上4分の1未満であり、かつ、県が当該法人の最大株主又は最大出資者となっているもの(規則第2条第1項第1号)
- ② ii 県の補助金等が、総収入の4分の1以上のもの(規則第2条第1項第2号)
なお、補助金等には、以下のものは含まない(規則第2条第2項)
 - 一 施設整備等を目的とする単年度の補助金その他これに類するもの
 - 二 一般競争入札等の競争により業務委託の相手方を選定した場合における当該業務委託に係る委託金
 - 三 公募の手続を経て指定された指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合における当該公の施設の管理に係る委託金及び利用料金
- ② iii その他、県の施策との関連性、法人設立への県関与の程度などから、①に準じて取り扱う必要があるもの(規則第2条第1項第3号)
条例＝宮城県の公社等外郭団体への関わり方の基本的事項を定める条例(平成16年宮城県条例第54号)
規則＝同条例施行規則